

令和5年度地域包括支援センターの重点事業について

テーマ 「権利擁護業務（主に意思決定支援）」

<選定の趣旨>

独居高齢者、老々世帯、認知症高齢者等の増加により、今後ますます権利擁護に関する支援の必要性が増加していくことが想定される。

市としては令和4年度から権利擁護支援に係る中核機関を設置しバックアップを行っていくものとしているが、地域関係者（民生委員等）、介護支援専門員の支援や地域の見守り支援体制の構築をしていく地域包括支援センターの役割は今後益々重要なものとなる。また、地域包括支援センターとして適正な権利擁護に係る支援や意思決定支援を推進していく必要があるため重点課題とした。

<具体的な視点>

1. 中核機関の周知・広報

令和4年度から新たに設置されている中核機関の存在・役割等について、地域ケア会議・講演会などを利用して市民や関係団体に周知・広報を行っているか。

2. 地域連携ネットワークの構築

権利擁護を必要としている人を発見し、適切に必要な支援に繋げるために本人に身近な親族、医療・福祉・地域の関係者等と十分な連携が取れ、地域の支援体制の構築及び役割分担が整理されているのか。

また、必要に応じて、中核機関と連携してケース対応が出来ているのか。

3. センター内の体制

センター内の職員で情報が共有され、特定の職員に負担が集中することなく、チームで対応出来ているか。また、職員の研修、OJTの機会が確保されているとともにメンタルヘルスについて十分配慮されているか。

(参考)<直近5年間の重点事業>

平成30年度 総合事業の介護予防ケアマネジメント業務

令和元年度 総合事業の介護予防ケアマネジメント業務

令和2年度 権利擁護業務（高齢者虐待）

令和3年度 権利擁護業務（高齢者虐待）

令和4年度 権利擁護業務（主に意思決定支援）